

府中市告示第137号

府中市市税条例（昭和29年5月府中市条例第14号）第18条の2第1項（府中市都市計画税条例（昭和31年6月府中市条例第17号）第6条又は府中市国民健康保険税条例（昭和35年4月府中市条例第9号）第15条の規定により適用する場合を含む。以下これらの条例を「税条例」という。）の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、岡山県倉敷市真備町に住所等を有する者に係るもので、その期限が平成30年7月5日から平成30年12月24日までの間に到来するものについては、その期限を平成30年12月25日とする。

平成30年11月2日

府中市長 高野 律 雄